

河南町地区集会所冷暖房機補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が各地区に設置した、又は町が地区に譲渡した集会所に、地区が冷暖房機を設置する事業（修理等を含む。以下「設置事業」という。）に補助金を交付するに際し、その補助基準、交付地区の申請手続き等必要な事項を定めることを目的とする。

(補助基準)

第2条 町は、予算の範囲内において、この要綱に定めるところにより、1会計年度において、交付するものとする。

(補助対象)

第3条 設置事業に際し、町が補助の対象とする経費は、冷暖房機の購入費及び取付け費並びに設置事業により設置した冷暖房機の取替費及び修理とし、簡易な石油・電気ストーブ等は対象外とする。

ただし、この要綱の適用を受けて実施した設置事業で、5年を経過しないものは、原則として補助対象外とする。

(補助額)

第4条 前条に規定する対象経費の50%以内とし、50万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地区の代表者は、地区集会所冷暖房機設置事業補助金交付申請書（別紙様式1）を町長が別に定める日までに、町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付を決定したときは、地区集会所冷暖房機設置事業補助金交付決定書（別紙様式2）により通知するものとする。

(交付方法)

第7条 地区の代表者は、事業が完了したときは、実績報告書（別紙様式3）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による提出を受けたときは、その日から起算して14日以内に地区的代表者の立会いの上事業の完成を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 町長は、前項の検査に合格したときは、その日から起算して40日以内に補助金を交

付しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。